平成２８年（フ）第９７号
山口市穂積町２番１―702号
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
島根県雲南市大東町大東下分1572番地
債務者　細木　　力
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６１号
熊本市中央区三郎１丁目５番５号
債務者　馬場　義晴
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６２号
熊本市中央区三郎１丁目５番５号
債務者　馬場　隆恵
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１７号
さいたま市見沼区東大宮５丁目31番地10　タイガーマンション402
債務者　吉岡　淳司
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２１号
埼玉県北本市東間２丁目27番地１　リール・ファミーユ　305
債務者　鈴木　政行
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７５号
埼玉県川口市大字峯1501番地の８
債務者　櫻井　典子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１２号
埼玉県蓮田市緑町１丁目25番２号　グリーンハイツ壱番館103号
債務者　松本由紀子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２２号
さいたま市北区別所町28番地５
債務者　西野　真弘
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３６号
埼玉県志木市上宗岡４丁目15番31号　高野コーポ　201号、旧住所埼玉県志木市中宗岡１丁目18番３―103号
債務者　大松　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４６号
埼玉県川口市本蓮１丁目12番33号　メゾン四季202号
債務者　横山　裕司
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５７号
さいたま市南区南浦和３丁目23番10号　弥生マンション303号室
債務者　堀川　祐介
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０６号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目130番地　グリーンウッドＡ棟205
債務者　安田智美こと　安　　智美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目34番56―102号
債務者　田中真紀子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７８号
さいたま市北区宮原町４丁目53番地４　グリーン宮原102
債務者　菊地　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
埼玉県草加市長栄２丁目28番地３　アネックスデイジー203号
債務者　菅野　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
千葉県船橋市金杉７丁目17番12号、申立時の住所長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9534番地
債務者　上條　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係